様式第１号

第　　　　　号

年　　月　　日

　　飯豊町長

殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印

飯豊町住宅リフォーム支援事業費補助金交付申請書

　　　　　年度において飯豊町住宅リフォーム支援事業について飯豊町住宅リフォーム支援事業費補助金　　　　　　　　円を交付されるよう、飯豊町補助金等の適正化に関する規則第５条の規定により関係書類を添付して申請します。

様式第３号

第　　　　　号

年　　月　　日

　　飯豊町長

殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　申 請 者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印

飯豊町リフォーム支援事業変更（廃止）承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け指令第　　　　　号をもって飯豊町住宅リフォーム支援事業費補助金の交付の決定の通知があった飯豊町住宅リフォーム支援事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

１．変更（廃止）の理由

２．変更（廃止）の内容

別記様式第１号

飯豊町住宅リフォーム支援事業計画（実績）書

１．施工業者

|  |
| --- |
| 業者名： |
| 所在地： |
| 電話番号： | 担当者： |

２．工事内容

|  |
| --- |
|  |

３．工期

　　　　　年　　　月　　　日　から　　　　　年　　　月　　　日　まで

４．要件工事点数内訳表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 番号 | 工事内容 | 基準点 | 数量 | 点数 |
| 減災・部分補強 | 1-1 | 住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 1-2 | 住宅の屋根又は２階以上の部分の重量を軽減する工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 1-3 | 住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 1-4 | 主要構造部の柱を補強する又は増設する工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 1-5 | 基礎の強度を上げる工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 1-6 | 柱、梁、筋交いの接合金物を増設する工事 | ５ | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 寒さ対策・断熱化 | 2-1 | やまがた健康住宅認証を受けた改修工事 | 10 | 点／工事 |  | 工事 |  | 点 |
| 2-2 | 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラスを設置する工事 | ５ | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 2-3 | 熱交換換気システムを設置する工事 | ４ | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 2-4 | 住宅の既存部分の外気と接する外壁天井、床等に断熱材を使用する工事 | ２ | 点／ｍ2 |  | ｍ2 |  | 点 |
| 2-5 | 浴室、脱衣室、トイレ又は廊下に設備工事を伴う暖房機器を設置する工事 | 10 | 点／基 |  | 基 |  | 点 |
| バリアフリー | 3-1 | 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事 | 10 | 点／㎡ |  | ㎡ |  | 点 |
| 3-2 | 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 3-3 | 浴室を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの |  |  |  |  |  |  |
| 3-3(1) | 浴室の床面積を増加させる工事 | 10 | 点／㎡ |  | ㎡ |  | 点 |
| 3-3(2) | 浴槽のまたぎ高さを低くする工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 3-3(3) | 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 | ２ | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 3-3(4) | 身体の洗浄を容易にする水洗器具の設置又は取替える工事 | ３ | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| バリアフリー | 3-4(1) | 便所の床面積を増加させる工事 | 10 | 点／㎡ |  | ㎡ |  | 点 |
| 3-4(2) | 便器を座便式のものに取り替える工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 3-4(3) | 座便式の便器の座高を高くする工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 3-5(1) | 長さ100cm以上の手すりを取り付ける工事 | ２ | 点／ｍ |  | ｍ |  | 点 |
| 3-5(2) | 長さ100cm未満の手すりを取り付ける工事 | ２ | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 3-6(1) | 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事 | 10 | 点／㎡ |  | ㎡ |  | 点 |
| 3-6(2) | (1)以外の部分の段差を解消する工事 | ５２ | 点／㎡又は点／箇所 |  | ㎡箇所 |  | 点 |
| 3-7(1) | 出入口の開戸を引戸、折戸等に取替える工事 | ５ | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 3-7(2) | 出入口の開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 | １ | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 3-7(3)ア | 出入口の戸に開閉のための動力装置を設置する工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 3-7(3)イ | 出入口の戸を吊戸方式に変更する工事 | ５ | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 3-7(3)ウ | ア、イ以外の改良工事 | ２ | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 3-8 | 床の材料を滑りにくいものへ取り替える工事 | １ | 点／㎡ |  | ㎡ |  | 点 |
| 3-9 | エレベーターや階段用昇降設備を設置する工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 県町産材 | 4 | 住宅に県･町産木材（認証合板や「やまがた県産材集成材」を含む）を使用した工事 | 2.5 | 点／0.1㎥(0.1立米未満は切り捨て) |  | ㎥ |  | 点 |
| 克雪化 | 5-1 | 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの |  |  |  |  |  |  |
| 5-1(1) | 雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事 | 2.5 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 5-1(2) | 雪止めを設置又は取り替える工事で施工延長が５ｍ未満のもの | ５ | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 5-1(3) | 雪止めを設置又は取り替える工事で施工延長が５ｍ以上のもの | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 5-1(4) | 固定式ハシゴを設置又は取り替える工事 | ５ | 点/１階分 |  | 階分 |  | 点 |
| 5-2 | 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの |  |  |  |  |  |  |
| 5-3(1) | 屋根の勾配を大きくする工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 5-3(2) | 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 5-3(3) | 屋根に雪割板を設置する工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 5-3 | 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |
| 三世代 | 6-1 | 居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べ10㎡以上増加する工事 | １ | 点／㎡ |  | ㎡ |  | 点 |
| 6-2 | 便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を１か所以上増設する工事 | 10 | 点／箇所 |  | 箇所 |  | 点 |

５．補助金算定表

①　リフォーム等工事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業者の所在地 | 町内 | 町外 |
| 基準点合計 | 点 |
| 補助対象工事費 | (A) | 円 (税込) |
| 　補助率 及び 補助限度額　 | 一般世帯 | ・世帯要件該当なし | (B) | 20　％240,000　円（ 600,000 円 ） | 15　％180,000　円（ 360,000 円 ） |
| ・三世代世帯・新婚世帯・多子世帯・近居世帯 | 40　％600,000　円（ 800,000 円 ） | 25　％360,000　円（ 460,000 円 ） |
| 移住世帯 | ・世帯要件該当なし | 40　％600,000　円（ 800,000 円 ） | 25　％360,000　円（ 460,000 円 ） |
| ・新婚世帯・多子世帯 | 60　％800,000　円（ 1,000,000 円 ） | 35　％460,000　円（ 560,000 円 ） |
| (県･町産木材を3㎥以上使用する場合又は空き家のリフォームを行う場合は括弧内の金額が上限になります) |
| 補助金額の計算 | (C) | (A)×(B)の補助率＝　　　　　　　　　 　円(千円未満切捨) |
| 補　助　金　額 | (D) | (B)と(C)の補助限度額のどちらか低い金額　　　　 　　　　　　　円 |

②　耐震改修

|  |  |
| --- | --- |
| 評点 | 　改修前　　　　　　点　　　　　改修後　　　　　　点 |
| 補助対象工事費 | (E) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 (税込) |
| 補助金額の計算 | (F) | (F)×50％＝　　　 　　　　　　　 　　 　円 (千円未満切捨) |
| 補助限度額 | (G) | 800,000　円 |
| 補　助　金　額 | (H) | (F)と(G)のどちらか低い金額　　　　　　　　　　 　　円 |

③　補助金の合計

|  |
| --- |
| (D)と(H)の合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

※１　補助金の申請は同じ年度内に１回のみとなります。

※２　工事代金が50万円未満の場合、要件工事の点数は5点以上とし、それ以外の場合は10点とします。

※３　補助金の交付には、要件工事に該当する工事を行う他にも各種条件が定められております。

別記様式第２号

年　　月　　日

　　飯豊町長　　　 　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

情報確認承諾書

飯豊町住宅リフォーム支援事業費補助金交付事務のため、申請者及び申請者の世帯員が町に対して納付義務のある町税等納付金の納付状況及び世帯の状況等の事項について、町が確認することを世帯員からも同意を得たので承諾します。又、下記に記載の事項について認めます。

記

申請にあたっての確認事項

１．　補助対象工事費について、各制度及び事業による補助金等の交付を重複して受けていないことを認め、☑マークを付します。

□　介護保険制度に伴う住宅改修　　　 ／　飯豊町

　　　　　　　　　□　水洗便所等改造資金利子補給制度　 ／　飯豊町

　　　　　　　　　□　住宅用太陽光発電システム設置事業 ／　飯豊町

□　再生可能エネルギー設備導入事業　 ／　山形県

　　　　　　　　　□　省エネ住宅ポイント制度　　　　　 ／　国土交通省

　　　　　　　　　□　長期優良住宅化リフォーム推進事業 ／　国土交通省

２．　補助対象工事費について、次のことを認め、☑マークを付します。

　　　　　　　　□　申請者が自ら施工する工事は、補助対象工事費に含んでいません。

３．　移住世帯、三世代世帯、多子世帯、新婚世帯又は近居世帯として申請する場合若しくは空き家利用の工事が補助対象の場合で、以下に該当する場合、☑マークを付します。

・移住世帯で未転入の場合

□　申請日において山形県外に居住しているため、実績報告書の提出後30日を経過する日までに申請者及び申請者の世帯員が補助対象の住宅に居住し、転入の際は報告します。

・三世代世帯で申請日時点において該当する世帯要件を満たしていない場合

□　実績報告書の報告期限までに申請者及び申請者の世帯員が補助対象の住宅に居住し、実績報告書を提出します。

・多子世帯で現在妊娠中の場合

□　世帯員が妊娠中の旨を母子手帳により申請時に確認を受けます。

・新婚世帯で事実婚関係の場合

　□　同居している未届の妻（夫）とは事実上婚姻関係にあることを認めます

・空き家利用の場合

□　対象の空き家は、新築後に居住の実態が全くないものではなく、かつ、事業又は賃貸用の住宅であったものではありません。

□ 対象の空き家は、売買又は贈与又は相続により私が取得、又は、賃貸借契約により私が賃借し、居住します。

４．世帯員及び同居予定者一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | ふりがな氏　名 | 生年月日 | 続　柄 | 現在世帯員でない場合その住所を記載 |
| １ |  | Ｍ Ｔ Ｓ Ｈ Ｒ　　年　　月　　日 | 本　人 |  |
| ２ |  | Ｍ Ｔ Ｓ Ｈ Ｒ　　年　　月　　日 |  |  |
| ３ |  | Ｍ Ｔ Ｓ Ｈ Ｒ　　年　　月　　日 |  |  |
| ４ |  | Ｍ Ｔ Ｓ Ｈ Ｒ　　年　　月　　日 |  |  |
| ５ |  | Ｍ Ｔ Ｓ Ｈ Ｒ　　年　　月　　日 |  |  |
| ６ |  | Ｍ Ｔ Ｓ Ｈ Ｒ　　年　　月　　日 |  |  |
| ７ |  | Ｍ Ｔ Ｓ Ｈ Ｒ　　年　　月　　日 |  |  |
| ８ |  | Ｍ Ｔ Ｓ Ｈ Ｒ　　年　　月　　日 |  |  |
| ９ |  | Ｍ Ｔ Ｓ Ｈ Ｒ　　年　　月　　日 |  |  |
| 10 |  | Ｍ Ｔ Ｓ Ｈ Ｒ　　年　　月　　日 |  |  |
| 11 |  | Ｍ Ｔ Ｓ Ｈ Ｒ　　年　　月　　日 |  |  |